

議案第72号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子育て世帯の負担を軽減するため保険料を減免することに伴い減免の申請の特例を定めるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額に係る基準について所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第18条の2第1項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に

掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

第21条第3項中「受けた者」の次に「（前項の規定によつて職権で保険料の減免を受けた者を除く。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、職権で第1項の規定によつて保険料を減免することができる。

附則第20項中「所得税法」との次に「，「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附則第50項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「以下単に「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第50項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （適用日）

2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）附則第50項の規定は、令和3年2月13日から適用する。

##### （適用区分）

3 改正後の条例第12条、第18条の2及び附則第20項の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。